

(傍線部分は改正部分)

改正後

第1 食品

A～C (略)

D 各条

○ 清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1) (略)

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	0.02mg/1以下であること。
(略)	

b (略)

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	0.02mg/1以下であること。
(略)	
塩素酸	(略)
クロロ酢酸	0.02mg/1以下であること。

改正前

第1 食品

A～C (略)

D 各条

○ 清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1) (略)

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	0.05mg/1以下であること。
(略)	

b (略)

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	0.05mg/1以下であること。
(略)	
塩素酸	(略)
(新設)	

(略)	
1,2-ジクロロエタン	(略)
ジクロロ酢酸	<u>0.03mg / 1 以下であること。</u>
(略)	
トリクロロエチレン	(略)
トリクロロ酢酸	<u>0.03mg / 1 以下であること。</u>
トルエン	(略)
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	<u>0.07mg / 1 以下であること。</u>
(略)	

3. (略)

(略)	
1,2-ジクロロエタン	(略)
(新設)	
(略)	
トリクロロエチレン	(略)
(新設)	
トルエン	(略)
(新設)	
(略)	

3. (略)